

タイフェスティバル大阪・関西 2026 出店申し込み要項

1. 出店形式

- | | |
|--------------------------|--------|
| 1.1 タイ料理・ノンアルコール飲料販売ブース | 15 ブース |
| ※キッチンカー(移動販売車)の持ち込み出店も含む | |
| 1.2 アルコール飲料ブース | 5 ブース |
| 1.3 タイ物販・サービスブース | 10 ブース |
| 1.4 スポンサーブース | 5 ブース |

注:ブース数は都合により変更することがあります。

2. 出店料

- | | |
|-------------------------|----------------------------------|
| 2.1 タイ料理・ノンアルコール飲料販売ブース | 税別 37 万円 (税込み 407,000 円) / 1 ブース |
| 2.2 アルコール飲料ブース | 税別 62 万円 (税込み 682,000 円) / 1 ブース |
| 2.3 物販・サービスブース | 税別 27 万円 (税込み 297,000 円) / 1 ブース |
| 2.4 スポンサーブース | 税別 67 万円 (税込み 737,000 円) / 1 ブース |

上記出店料には会場特性(土壌など)による原状回復が全エリアで必要なため、全出店者一律で原状回復費(2万円(税別)22,000円(税込)/1ブース)を含んでおります。

(なお、飲食出店による土壌への油汚れなど、各店舗の使用結果より原状回復にかかる費用が予想より高くなる場合は、個別にて別途追加請求いたします。)

3. ブース概要

- | | | | |
|--------------|---|------------------------------|--------------|
| 3.1 横幕付きテント: | 3.6×3.6m | 高さ 2.0m (13 m ²) | またはそれに準ずる広さ |
| 3.2 備品: | 1. ビニールクロス付きテーブル 1.8x0.6m | | 2 台 |
| | 2. 椅子 | | 4 脚 |
| | 3. 店名の看板 (A3 サイズ) | | |
| | 4. 蛍光灯照明 | | 1 本 (FL40w) |
| | 5. 電気 1ブースにつき 1.5kwまで | | 1 箇所 |
| | 6. 養生板・養生シート | | |
| | 7. タイ料理・ノンアルコール飲料販売ブースのみ | | |
| | 7.1 流し台(シンク) | | 1 ブースにつき 1 台 |
| | 7.2 給湯器付き手洗い用設備 | | 2 ブースにつき 1 式 |
| | 7.3 水道水 | | |
| | 7.4 消火器 | | |
| | 7.5 冷蔵庫 150 リットル程度 | | |
| 3.3 | キッチンカー(移動販売車)の持ち込み出店の場合は、上記の電気以外の備品は無し。 | | |

4. 出店条件

- 4.1 出店申込者は、フェスティバル当日に出店する事業主、経営者と同一であること。
申込者と出店者が異なっている場合、他社の営業許可証を使用した場合、出店の権利を又貸しあるいは譲渡した場合は、タイフェスティバル実行委員会は出店を許可しない権利を有します。
- 4.2 すべての出店者または代理の方は必ず主催者が定めた日程の出店者説明会に出席しなければなりません。
- 4.3 日本の食品衛生法に基づく営業許可を受けた店舗の営業者であること。
- 4.4 出店者は日本国内で定められている衛生基準及び規則に従っていただきます。万が一規定に違反した場合は、今回のフェスティバルに限らず、今後の出店を一切禁止させていただきます。
- 4.5 会場内の周りの公園を含む、施設・地面及び植物の毀損を禁止します。

5. タイ料理・ノンアルコール飲料販売ブース

- 5.1 食あたりなどの問題を防ぐため、日本国内で定められている衛生基準及び規則に従っていただきます。またタイ料理のイメージをよくするためには、すべての出店者に下記の大阪市の臨時出店による食品営業取扱要綱に従っていただきます。
 - 1) 出店にあたって、取り扱える品目は原則として、客に提供する直前に加熱したものに限りです。
 - 2) 米飯類の販売については、実行委員会が特例で許可をしています。会場での取り扱いは十分に注意し、65℃以上での温度管理の徹底をお願いします。
 - 3) ソムタムなどの生野菜の販売についても、実行委員会が特例で許可をしています。 事前に店舗で個別包装と食品表示法に定められた表示をし、会場までお持ちください。日本の法律及び規定により会場での調理は禁止です。
- 5.2 アルコール飲料の取扱いは一切できません。
- 5.3 会場内での調理は加熱など最終工程に限らせていただきます。食材の一次加工（食材をカットする・皮をむく、生地を調合する等）は飲食店営業等の許可を受けた固定店舗の店舗内の調理場で行ってください。会場内での一次加工は絶対にしないでください。
- 5.4 ノンアルコール飲料の販売は、市販の個別包装されたドリンクを販売することに限らせていただきます。日本の法律及び規定により店舗独自に作ったスムージー・生鮮果実飲料・乳飲料・タイティーの販売はできません。ドリンクに氷を入れての販売も禁止です。
- 5.5 日本の法律及び規定によりかき氷の原料の氷は市販のものまたは氷雪製造業の許可を取得している施設で製造されたもの（氷雪の規格基準に合致したもの）を使用してください。かき氷にかけるシロップは市販の無果汁のものに限ります。果肉や果汁をかけたり、フルーツ等をトッピングしての販売することはできません。また、果汁入りの氷柱（氷菓）の取り扱いもできません。
- 5.6 ガラス瓶そのままでの販売はご遠慮ください。紙コップや使い捨てプラスチック製のコップに移し替えて販売してください。空きビン各出店者が責任を持って持ち帰ってください。
- 5.7 フードトラック（移動販売車）の持ち込み出店を可能とします。
大阪市が許可した『自動車営業許可』を取得した店舗のみ、出店可能とし、イベントの当日、許可証の携帯が必要となります。フードトラック（移動販売車）を持ち込んでご出店を希望される方は、大阪市の許可を取得してください。フードトラックの出店場所については、実行委員会で決定させていただきます。

- 5.8 上記 5.3-5.6については、フードトラック（移動販売車）で調理可能なものもあります。希望される方は事前に実行委員会で確認します。
- 5.9 日本に様々なタイ料理を紹介するために、タイ料理販売ブースの出店を希望する方は、日本国内であまり知られていないタイ料理を提供して頂くようご協力をお願いします。出店の選定にあたり、メニューの内容を考慮させていただきます。
- 5.10 本イベントの衛生規準及び規則に従わない場合は、販売の中止、及び来年以降の出店は出来ません。

6. アルコール飲料ブース

- 6.1 タイのアルコール飲料のみに限らず、日本のアルコール飲料も販売可能ですが、タイのアルコール飲料も含めた形での出店となります。
- 6.2 フェスティバル当日に販売するアルコール飲料は日本の食品表示法に基づく邦文表示があるものに限りです。
- 6.3 ガラスビンそのままでの販売はご遠慮ください。使い捨て紙やプラスチック製のコップに移し替えて販売してください。空きビンは出店者が責任を持って持ち帰ってください。
缶での販売はそのまま可能です。
- 6.4 既製のアルコールに氷を加えること、水やジュースで希釈することまたは2種類以上のアルコールを混合することはできません。
- 6.5 アルコール飲料ブース位置は来場者の便宜と配置の均等を配慮した上で主催者側が指定したブースでの出店となります。
- 6.6 上記の指示に従わない場合は、販売の中止、及び来年以降の出店は出来ません。

7. タイ物販・サービスブース

- 7.1 商品及び提供するサービスはタイと関連のあるものに限りです。
- 7.2 食品販売は持ち帰り用で、食品表示法に基づく邦文表示がある商品に限りです。
- 7.3 飲料の取り扱い、持ち帰り用ノンアルコール飲料のみ可能となります。来場者用の冷蔵、栓抜き飲料の取扱いはできません。
- 7.4 一切の試食、試飲行為は行えません。（試飲試食行為のある場合は1.1のタイ料理・ノンアルコール飲料販売ブースとして取り扱います。）現場での調理・加工をした商品の取扱いはできません。
- 7.5 ブースの裏側は物置場所とし、それ以外での目的の利用は禁止です。
- 7.6 各店舗の正面のみ商品展示する場所として実行委員会が定めた範囲に限りです。
(ブースの正面1メートル以内)
- 7.7 上記の指示に従わない場合は、販売の中止、及び来年以降の出店は出来ません。

8. 出店申込み条件及び必要な書類

出店希望者は、出店申込書を日本語で記入してください。（店名／社名、担当者名、タイ料理名は英語及びタイ語の表記も必要です）。申込書は昨年度のものより変更がありますので、ご注意下さい。また、その他の関連書類も必ず添付してください。

8.1 タイ料理・ノンアルコール飲料販売ブース

- 1) タイフェスティバル大阪・関西2026出店申込書
- 2) 誓約書・同意書
- 3) フェスティバルで販売を希望するタイ料理の写真、料理名、値段を明記してください。
写真は、食器・分量・盛り付けなど、当日の料理を再現したもの。
- 4) 営業許可証の写し（日本の公的機関が発行し、許可期限有効のもの）
または営業を証明する公的書類などの写し
- 5) フードトラック（移動販売車）で出店を希望される場合は、大阪市が許可した『自動車営業許可』の写しも必要です。
*販売する商品に必要な「自動車営業許可」であること。

8.2 アルコール飲料ブース

- 1) タイフェスティバル大阪・関西2026出店申込書
- 2) 誓約書・同意書
- 3) フェスティバルで販売する商品の写真
- 4) 酒類販売業免許証の写し（日本の公的機関が発行し、許可期限有効のもの）もしくは、
営業許可証の写し（日本の公的機関が発行し、許可期限有効のもの）、または営業を
証明する公的書類などの写し

8.3 タイ物販・サービスブース

- 1) タイフェスティバル大阪・関西2026出店申込書
- 2) 誓約書・同意書
- 3) フェスティバルで販売する商品の写真
- 4) 営業許可証の写し（日本の公的機関が発行し、許可期限有効のもの）または営業や団体
設立を証明する公的書類の写し

9. お申し込み手続き

- 9.1 申し込み用紙に必要事項を記入の上、上記の必要書類と共に、**2026年3月15日（日）**
午後4時までに郵送（当日の消印有効）もしくはメールにてお申し込みください。

送り先：〒532-0012 大阪府大阪市淀川区木川東 4-8-4 アクティオ株式会社

タイフェスティバル大阪・関西 2026 大阪事務局 宛

TEL：080-4764-6418 Mail：thaifesosaka2026@gmail.com

- 9.2 出店者の選考結果は **2026年3月16日（月）** にタイ王国大阪総領事館のホームページ
www.thaiconsulate.jp Facebook：Thaifestival Osaka Official または、申込書に記入
された E-Mail にてお知らせする予定です。

- 9.3 **2026年4月3日（金）14時にタイ王国大阪総領事館10階の多目的ホールにて、出店者**
説明会を開催します。タイフェスティバル大阪・関西 2026 イベント委託業者の責任者による、
出店条件、出店上の注意事項、出店ブース場所（くじ引きによる抽選）等、出店に関する説明
を行いません。出店者に選ばれた店舗代表或いは代理の方は、**必ず出席しなければなりません。**

- 9.4 タイフェスティバル大阪・関西実行委員会は全事項記載がない申込書及び必要書類が
揃っていない出店申込者の出店を許可しない権利を有します。

10. 出店料の支払い

10.1 タイフェスティバル実行委員会は2026年3月16日（月）に、

出店者選考結果をタイ王国大阪総領事館のHPやFB、申込書に記入されたメールにてお知らせする予定です。また、あわせて出店料の詳細（**会場特性（土壌など）による原状回復が全エリアで必要なため、全出店者一律で別途原状回復費（2万円（税別）22,000円（税込）を含む。）**）等もお知らせいたします。

（なお、飲食出店による土壌への油汚れなど、各店舗の使用結果より原状回復にかかる費用が予想より高くなる場合は、個別にて別途追加請求いたします。（事後対応）

10.2 出店者は出店料（会場特性（土壌など）による原状回復が全エリアで必要なため、全出店者一律で別途原状回復費（2万円（税別）22,000円（税込）/1ブース）を含む。）の全額を 2026年3月31日（火）までに、お支払いいただきます。

10.3 期限内に出店料の支払いが完了していない場合は、出店する権利を放棄したものとみなします。

10.4 お支払いいただいた出店料は、いかなる理由でもお返しいたしかねます。ご了承ください。

会場特性（土壌など）による原状回復費を超える費用請求について

各店舗の使用結果より原状回復にかかる費用が予想より高くなる場合は、別途追加請求いたします。

なお、本出店申込要項は行政指導（警察・消防・保健所）により仕様変更の可能性がありますので、あらかじめご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

タイフェスティバル大阪・関西 2026 出店申込に関するお問合せ

タイフェスティバル大阪・関西 2026 大阪事務局 TEL：080-4764-6418

またはMail：thaifesosaka2026@gmail.com までご連絡ください。

お問い合わせあわせ対応時間／ [平日] 10:00 ～ 17:00 [定休日] 土日祝
